会計ビッグバンと農協会計への影響

―― 実務的解説・検討を中心に ――

〔要　　旨〕

1．企業会計，ディスクロージャー制度について「会計ビッグバン」が進められている。
　会計ビッグバンにより，連結財務諸表中心のディスクロージャー制度への転換をはじめとして，退職給付（企業年金）の会計基準，研究開発費の会計基準，キャッシュ・フロー計算書の作成基準，税効果会計の導入，金融商品の時価評価の導入など，新しい会計基準が今後２～３年のうちに導入される。

2．新しい会計基準の導入は，わが国の企業会計に次のような変化をもたらす。第一に，個別決算から連結決算重視への転換であり，第二に，取得原価主義から時価主義への移行である。第三は，キャッシュ・フロー情報の重視であり，第四は，財務諸表の比較可能性の向上である。

3．新しい会計基準は企業経営に大きな影響を与えることになる。新連結財務諸表制度では，実質基準の導入により連結範囲が拡大し，グループ企業全体の真の財務内容が開示されるため，企業はグループ企業の見直しを迫られる。キャッシュ・フロー計算書の導入によって企業の評価基準が大きく変わり，キャッシュ・フローを重視した経営の実践を経営者に迫るものとなる。税効果会計の導入は，経営者に有税無税にとらわれず思い切った損失処理を促すほか，投資家も国際的な企業間比較が可能となる。退職給付の新基準では，企業の「隠れ債務」が顕在化することとなり，財務的な対応ばかりでなく，人事制度全般にまで踏み込んだ対応を迫るものとなる。

4．会計ビッグバンの波は，農協会計にも押し寄せてきている。新基準に基づく連結決算制度が99年３月期から信用事業を営む子会社等について導入されたほか，税効果会計もすでに導入が可能となっている。退職給付の会計基準も，いずれ導入される見込みである。

5．信用事業に限らず，連結決算や連結経営という考え方は，農協の経営や実務において今後重要となっていくであろう。税効果会計はまだ未実施の農協も多く，適用初年度の利益押上げ効果をリストラ・内部留保の財源として活用することが期待される。退職給付会計の導入は，農協においても積立て不足の問題を表面化させることが予想されるが，退職給付債務の計算が大きな事務負担・コストのかかるものになるかどうか，積立て不足の償却負担がどの程度収支に影響を及ぼすものになるかどうかがポイントとなろう。

6．金融ビッグバンに加え，会計ビッグバンが進むことにより，農協が市中金融機関や企業と同じ基準で評価されていく面が強まろう。これにより，農協においても健全性を意識した経営，透明性の高い経営が従来以上に求められるようになろう。

目　次

はじめに
１．会計ビッグバンの概要
(1)　国際会計基準の採用
(2)　新会計基準のポイント
(3)　新会計基準導入のスケジュール
２．連結財務諸表制度の見直し
(1)　個別決算中心から連結決算中心へ
(2)　連結範囲の拡大
(3)　連結財務諸表のあらまし
(4)　変わるグループ経営
３．キャッシュ・フロー計算書の導入
(1)　第三の財務諸表としての位置づけ
(2)　キャッシュ･フロー計算書の意義
(3)　キャッシュ･フロー重視の経営
４．税効果会計の導入
(1)　連結、個別ともに本格的導入
(2)　税効果会計とは
(3)　税効果会計導入の必要性
(4)　経営者、投資家に有効なツール
５．退職給付会計
(1)　企業の「隠れ債務」が顕在化する
(2)　負債の時価主義会計
(3)　新基準対応は重要な経営課題
６．農協会計への影響
(1)　信用事業子会社への連結決算の導入
(2)　重要性を増す農協の連結経営
(3)　税効果会計の前倒し適用は２割
(4)　過年度税効果をリストラ・内部留保に
(5)　退職給付会計も導入の見込み
(6)　現時点で考えられる退職給付会計の適用内容
おわりに

はじめに

21世紀を前に，わが国の経済社会システムの見直しが進められている。企業会計，ディスクロージャー制度についても，最近，ハイペースで見直しが進められている。ここ数年の間に，連結財務諸表中心のディスクロージャー制度への転換をはじめとして，退職給付（企業年金）の会計基準，研究開発費の会計基準，キャッシュ・フロー計算書の作成基準，税効果会計の導入，金融商品の時価評価の導入など，わが国の会計制度を大幅に見直す改革が矢継ぎ早に進められている。まさに「会計ビッグバン」というにふさわしい大改革である。

会計ビッグバンによって導入される新しい会計基準により，企業の財務諸表は劇的に変わることになり，企業は急ピッチでの対応を迫られている。会計ビッグバンによる影響はそればかりではなく，企業の経営に対しても，非常に大きな影響を与えることになる。

会計ビッグバンの波は農協会計にも及んできている。これまで農協会計にはなかったような新しい考え方や処理が導入され，

企業同様それへの実務的対応が急がれる状況になってきている。

本稿では，まず，会計ビッグバンによって導入される一連の新しい会計基準について実務的な面を中心に解説し，企業経営に与える影響を考察する。後半において，会計ビッグバンが農協会計にどのように導入されていくのかについて実務的な面を中心に概観し，その影響について検討してみたい。なお，誌面の都合上，金融商品の時価会計については割愛していることをお断りしておく。

１．会計ビッグバンの概要

(1)　国際会計基準の採用

会計ビッグバンの背景には二つの要因がある。第一は，金融ビッグバンである。金融ビッグバンによって，これまでの事前的行政規制からルール主導による市場原理へと移行を図るためには，企業活動のインフラともいえる会計制度を整備する必要がある。

第二は，会計基準の国際調和化の流れである。企業活動のグローバル化に伴い，各国間の会計基準の差異が問題となりつつある。こうしたなかで，国際会計基準(IAS)を主軸とする会計制度の国際調和化が急速に進みつつある(注1)。一連の新会計基準導入は，この流れに沿って，会計基準のグローバル・スタンダードである国際会計基準(IAS)をわが国の企業会計制度のなかに全面的に採用しようとするものである。

わが国が取り入れようとしている国際会計基準(IAS)の特徴をひとことで言えば，それは投資家重視である。すなわち，国際会計基準(IAS)は投資家が意思決定をするのに必要な情報を提供することを重視しているのである。

(注1)　国際会計基準(IAS)とは，各国の職業会計士団体の国際組織である国際会計基準委員会(IASC)が作成する会計基準である。IASCは民間団体であり強制力を持たなかったが，各国の証券監督当局（政府機関）の国際組織である証券監督者国際機構(IOSCO)が，IASCのIAS作成を全面的に支持する方針を表明したことから，IASは世界的に通用する会計基準としての権威付けを得ることとなった。IASCでは，一連の会計基準（コアスタンダード）の作成を1998年末までに一通り完了し，IOSCOはこれを承認する手続を進める見通しである。なお，IASCのIAS作成をめぐる動向等については，本誌97年３月号「会計制度の国際基準への移行を巡る動き――金融機関の時価会計導入を中心に――」(荒巻浩明)を参照されたい。

(2)　新会計基準のポイント

投資家重視の会計基準を採用することにより，わが国の会計基準は従来のものからどのように変化するのであろうか。そのポイントは，次の四つに整理される。

第一は，個別決算から連結決算重視への転換である。近年，企業活動はグローバル化するとともに，子会社化，分社化，買収などにより，事業領域を大幅に拡大している。投資家は，個別決算だけを見ていたのでは真の経営の姿を把握することができなくなっている。

第二は，取得原価主義から時価主義への移行である。投資家が重視するのは，企業の現在の価値であり，時価である。かくし

て，退職給付の新会計基準や金融商品の時価会計が導入された。

第三は，キャッシュ・フロー情報の重視である。企業の時価は，将来キャッシュ・フローの現在価値であるとの考え方によれば，キャッシュ・フローの情報は投資家の意思決定に有用な情報である。かくして，キャッシュ・フロー計算書が導入された。

第四は，財務諸表の比較可能性の向上である。投資家は，もはや一国にとどまらずグローバルな投資判断を行うようになっている。そうなれば，財務諸表の国際的な比較可能性が要求される。今回，国際的に採用されている税効果会計も導入された。

(3) 新会計基準導入のスケジュール

新しい会計基準の実施スケジュールは第１図のとおりであるが，すでに前倒し適用が認められている項目もあり，今後２～３年内のうちに導入が進められることとなっている。

第1図　新しい会計基準の実施スケジュール

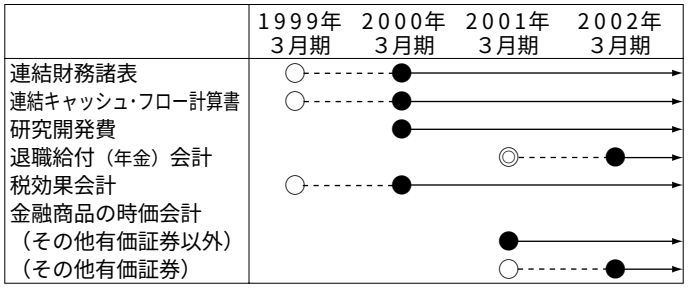

資料　筆者作成
(注)　１．○：前倒し適用可能，◎：猶予規定あり、●：全面適用
２．(その他有価証券) には，いわゆる「持ち合い株式」が含まれる。

２．連結財務諸表制度の見直し

(1) 個別決算中心から連結決算中心へ

連結財務諸表は，わが国では1978年３月期決算から導入されていたが，単独決算による業績判断が中心で，連結決算はなじみが薄く，あまり重視されないものであった。

しかし，近年，子会社などを通じた経済活動の拡大，海外における資金調達活動の活発化はもとより，わが国企業の多角化・国際化が急速に進展し，さらには，わが国証券市場に海外投資家の参入が増大してきたことなどによって，投資家情報としての連結情報に対するニーズと重要性が高まってきている。

このような状況を背景に，企業会計審議会（大蔵大臣の諮問機関）は97年６月「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書（以下「連結意見書」という）」を公表し，これによって22年ぶりに「連結財務諸表原則」も改訂され，わが国の連結財務諸表制度はドラスティックに変革されることになった。新しい連結財務諸表制度は，2000年３月期決算から本格的に実施される。

新しい連結財務諸表制度のポイントは次のとおりである。

①従来，個別決算が主で連結決算が従たる位置づけにあったが，これを連結決算が主で個別決算が従たる決算書に改める。

②連結キャッシュ・フロー計算書，連結中間財務諸表を導入する。

③子会社，関連会社の判定基準を，従来の「持ち株基準」から「支配力基準」「影響力基準」に改め，連結範囲を拡大する。

④税効果会計を全面的に適用する。

(2) 連結範囲の拡大

今回，連結対象子会社等の判定基準が，形式基準である「持ち株基準」から「実質基準」に改訂されることにより，経営の透明度が向上することが期待されている。

従来の「持ち株基準」では，連結子会社の範囲は持ち株比率が50%超の会社とされ，持分法が適用される関連会社の範囲は持ち株比率が20%以上50%以下の会社とされていた。こうした従来の基準では，持ち株比率が上記に満たない会社を利用した損失隠しや，不振子会社の意図的な連結外しを防ぐことができないとの批判があった。

新しい「実質基準」では，持ち株比率が50%未満であっても実質的に会社の意思決定機関を支配している場合には連結子会社とされ(支配力基準)，持ち株比率が20%未満であっても人事，資金，技術，取引等の関係を通じて，財務および営業方針の決定に大きな影響力を与えている場合には関連会社とする(影響力基準)こととなった。これにより，意図的な損失隠しや連結外しができなくなり，企業グループ全体の真の財務内容が開示されると期待されている。

(3) 連結財務諸表のあらまし

連結決算のあらましは次のとおりである。連結財務諸表は，親会社と子会社の個別決算書を合算し，これにグループ内の取引等を相殺・消去することによりつくられる。第２図は連結B／S作成のイメージ図である。連結B／Sは個別B／Sを合算することが基本となるが，単純に合算しただけでは，親会社の子会社への出資と，子会社の親会社からの調達(資本)が二重計上されてしまうので，両者は相殺消去される(「資本連結」という)。このほかに，グループ内取引の相殺消去，未実現利益の消去が行われて連結決算書がつくられている。連結手続

第２図　連結財務諸表のイメージ図（連結Ｂ／Ｓ）

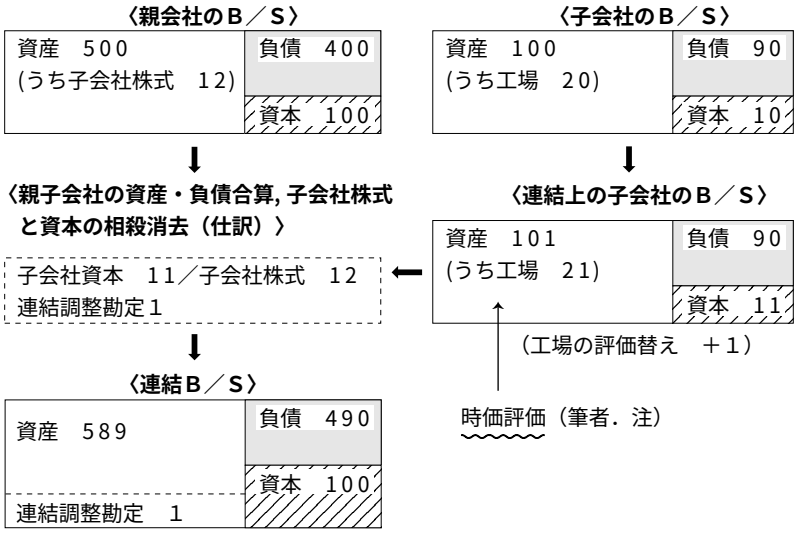

資料　大西又裕「会計制度改革のすべて」(98年9月，日本経済新聞社)

における大きな変更点は，子会社の資産・負債を時価評価したうえで連結するとされたこと，投資消去差額である連結調整勘定（いわゆる「連結のれん」）は20年以内の償却（従来は５年以内）とされたことである。

(4)　変わるグループ経営

新連結制度導入を控えて，グループ経営の見直しが急ピッチで進んでいる。

2000年３月期からは，個別決算中心から連結決算中心に転換し，実質支配力基準の導入により，従来連結対象とならなかった子会社・関連会社も含めたグループ全体の実態が明らかになる。新しい制度のもとでは，親会社の個別財務諸表をよく見せるためにグループ内の子会社へ過剰な人員や資産，含み損等を付け替えることが難しくなる。すなわち，企業財務の実態がより公正にかつ透明にディスクローズされることになり，投資家の関心も連結財務諸表に向けられ，連結ベースの業績が株価に反映し，グループ全体の真の経営力が問われることになる。

こうした変化を先取りして，親会社の子会社に対する見方が厳しくなっている。グループ内に貢献度の低い企業を抱える余裕はなくなり，「貢献しているかどうか」「必要か不要か」という資本の論理による子会社の選別が加速している。99年３月期決算では，グループ関係を見直して，子会社・関連会社を売却や清算したために，関係会社整理損など多額の特別損失を計上した企業が続出したのはこうした事情を反映したものである。

連結決算重視という流れのなかで，企業の経営はグループ全体を視野に入れたものに変わってきている。具体的には，連結ROA（総資産利益率）の向上を図り，連結キャッシュ・フローの最大化を目指すことが重要な経営目標となる。グループ全体という思考のもと，資産効率・資本効率の低い事業や競争力の低い事業・子会社等は撤退や売却の対象とされることになる。

グループ全体の目指すものが変われば，グループ経営のやり方も変わってくる。連結業績が重視されれば，グループ全体の経営主体として親会社の責任は一段と重いものになる。経営者としての真の力量を問われるようになり，まさしくプロ経営者の時代が到来するといってもよいであろう。

３．キャッシュ・フロー計算書の導入

(1)　第三の財務諸表としての位置づけ

連結財務諸表制度の見直しと合わせて，企業会計審議会は1998年３月に「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」を公表した。この意見書は，わが国において主要な財務諸表の一つとしてキャッシュ・フロー計算書を導入しようという画期的な提言であり，これにより，証券取引法適用企業については，キャッシュ・フロー計算書が貸借対照表及び損益計算書と並ぶ第三の財務諸表として位置づけられることとなった。

従来，有価証券報告書等において資金情報として開示されてきた「資金収支表」は，付随情報としての位置づけであって公認会計士の監査対象外とされ，個別ベースのみの開示であった。また，「資金収支表」は，資金の範囲が比較的広く，現預金のみならず市場性のある一時所有の有価証券も含まれており，企業における資金管理活動の実態が的確に反映されにくいとの問題点が指摘されていた。

99年４月以降開始する事業年度からは，証券取引法適用企業は連結キャッシュ・フロー計算書，中間連結キャッシュ・フロー計算書の作成が義務づけられることとなった。また，キャッシュ・フロー計算書は，基本財務諸表として公認会計士の監査対象とされる。計算書の様式についても，対象とする資金の範囲を現金及び現金同等物に限定し，表示方法を「営業活動に関するキャッシュ・フロー」「投資活動に関するキャッシュ・フロー」「財務活動に関するキャッシュ・フロー」の３区分により表示することとされ，国際会計基準や米国基準に準拠した様式に一新された。

(2)　キャッシュ・フロー計算書の意義

キャッシュ・フロー計算書は，１会計期間における資金（現金及び現金同等物）の収入と支出を示すことにより企業の資金情報を提供する財務諸表である。企業業績のディスクローズが現在の発生主義による貸借対照表及び損益計算書を中心とする財務諸表だけで十分行われているわけではないことは，破綻した企業を見れば明らかであろう。損益計算書には利益が計上されていながら資金繰りに行き詰まり倒産する「黒字倒産」は，利益には必ずしも資金的な裏付けがあるとは限らないことを顕著に示している。このように，キャッシュ・フロー計算書は貸借対照表や損益計算書では把握できない企業の現金獲得能力・支払能力に関する重要な情報を提供する。

また，キャッシュ・フロー計算書のもう一つのメリットは，企業業績の比較可能性を高めることにある。現行の発生主義による会計制度では，収益・費用の経理処理方法についていくつかの選択肢が認められており，どれを採用するかは経営判断によるため，会計上の利益は会計方針によって変わる。たとえば，有価証券や棚卸資産の期末評価方法には原価法と低価法があり，減価償却方法には定額法と定率法があるが，どちらの経理方法を選択するかで利益は変わってくる。一方，現金主義のキャッシュ・フローは，収益・費用の経理方法が異なっていても，結果としての資金の収入と支出，残高は同一である。従って，企業間比較という観点からみるとキャッシュ・フローは極めて客観性・透明性の高い測定尺度ということができる。

このように，キャッシュ・フロー計算書の導入は，財務諸表の利用者に企業の現金獲得能力・支払能力に関する重要な情報を提供するとともに，財務諸表の比較可能性，それも国際的なレベルにおける比較可能性を高めることになるのである。

(3) キャッシュ・フロー重視の経営

キャッシュ・フロー重視の流れは，単に新しい財務諸表が一つ増えることになった，というだけではない。今日，明らかに経営におけるキャッシュの重要性が増しているのである。一つには，銀行の貸し渋りに見られるように企業の資金調達の環境が厳しくなってきていることがある。金融機関も投資家も企業に対する与信をよりシビアに選別するようになってきており，もはや上場企業といえども安穏としていられる時代ではなくなっている。二つ目には，自らキャッシュを生み出す力のある企業でなければ，市場からの評価が得られなくなってきていることがある。含み資産に頼った借金体質の経営は弱体であり，競争に勝ち残れないという評価を市場が下し始めている。含みや借入金に依存せず，本業でより多くのキャッシュを獲得し，それを効率的に投資に回してさらにより多くのキャッシュ・フローを生み出していく企業こそが市場の評価を得る時代に変わってきているのである。

このように，投資家にとっても，経営者にとっても，キャッシュ・フローは企業経営を評価する重要な尺度になってきている。こうした流れのなかで重視され始めているのが「フリー・キャッシュ・フロー」と呼ばれる経営指標である。フリー・キャッシュ・フローとは，営業活動によるキャッシュ・フローから，設備投資の金額をマイナスしたもので，経営者が自由に使える資金のことである（第３図）。フリー・キャッシュ・フローの増大は，戦略的拡大のための設備投資，企業買収，自社株買いを可能にする。キャッシュ・フロー重視の経営のもとでは，経営者の最大の目標は，将来獲得されるフリー・キャッシュ・フローを最大化する施策を実践することとなる。なぜなら，市場すなわち投資家はフリー・キャッシュ・フローの将来的な創出能力の強い企業を高く評価し，高い株価につながるからである。

第3図　キャッシュ・フロー重視の経営

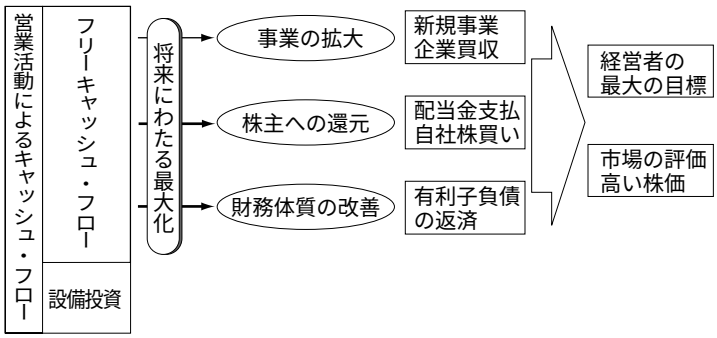

以上のようなことから，キャッシュ・フロー重視の経営の重要性が叫ばれており，キャッシュ・フロー計算書はそれを実践するための情報を提供するものである。

４．税効果会計の導入

(1) 連結，個別ともに本格的導入

税効果会計は，従来，上場企業の一部が連結財務諸表に任意適用していたにすぎず，しかも，税効果会計についての明確な会計基準を欠いていた。

一方，国際的に見ると，税効果会計はすでに広く採用されている会計手法となっている。

こうした状況のもとで，97年６月に企業会計審議会が前記「連結意見書」を公表し，税効果会計を連結財務諸表のみならず個別財務諸表についても全面的に導入する立場を明らかにすることによって，状況は急変することとなった。

従来，商法に基づく個別財務諸表については，税効果会計は適用できないものとされていた。しかし，「連結意見書」が公表された後，98年６月に大蔵省と法務省の共同研究会が「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」を公表し，商法においても税効果会計の適用を認めることとしたのである。さらに，企業会計審議会は同年10月に「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表し，税効果会計の包括的基準を提示した。本意見書は，連結財務諸表，個別財務諸表を含めた財務諸表全体を対象として，2000年３月期から本格的に税効果会計を導入し，前倒し適用も可能であることを明確にした。

こうして，税効果会計はわが国においても国際的レベルに体系づけられたものとなったのである。

(2)　税効果会計とは

税効果会計とは，会計上の収益・費用と税務上の益金・損金の計上時点が異なっている場合において，法人税等の額を適切に期間配分するための会計処理である。

両者の計上時点に差異があるときには，会計上の税引前利益と課税所得の金額は一致しないこととなり，税引前利益と法人税等の金額は合理的に対応しないことになる。

たとえば，当期に不良債権の有税償却を行った場合に，会計上は費用計上しても税務上は損金不算入となって課税所得に加算されるため，税引前利益に対して納付税額が過大に計上されるが，将来，損金算入が認められた期には，同額が課税所得から差し引かれるため，税引前利益に対して納付税額が過小に計上される。

このケースにおいて税効果会計を適用すれば，損金算入が認められなかった当期に有税償却に対応する税金を前払いしたものと考えて，Ｂ／Ｓには「繰延税金資産」を計上するとともに，Ｐ／Ｌには「法人税等調整額」として税金のマイナスを計上する。その結果，当期の法人税等は税引前利益に対応した金額に調整される（第４図）。

このケースとは反対に，当期に会計上は

第４図　税効果会計の財務諸表上の表示

Ｐ／Ｌ

売上高	××
⋮	
税引前当期純利益	××
法人税等	××
法人税等調整額	××
当期純利益	××

Ｂ／Ｓ

（資産の部）	（負債の部）
流動資産	流動負債
⋮	⋮
繰延税金資産　××	繰延税金負債　××
固定資産	固定負債
⋮	⋮
	繰延税金負債　××
投資その他の資産	（資本の部）
繰延税金資産　××	

資料　筆者作成
(注)　繰延税金資産と繰延税金負債は，流動・固定の区分ごとに、それぞれ流動資産・流動負債に属するものを相殺して表示し，投資その他の資産・固定負債に属するものを相殺して表示する。

費用にならなくても，税務上は損金になるものが生じた場合には，納税が将来に延期されるので，当期に税金の未払いが生じたと考えて，B／Sには「繰延税金負債」を計上するとともに，P／Lには「法人税等調整額」として税金のプラスを計上することになる。

では，簡単な例を使って税効果会計の処理を説明しよう（日本公認会計士協会「税効果会計に関するQ&A」99年３月より）。

（設例）不良債権1,000に対して900の貸倒引当金（うち400は有税引当）を計上した。税引前当期純利益は1,000，法人税等の法定実効税率は50%とする。

①税効果会計を適用しない場合

（P／L）

税引前当期純利益	1,000	不対応
法人税等	△700	←(1,000+400)×50%
当期純利益	300	

②税効果会計を適用する場合

法人税等700のうち200（有税引当400に法定実効税率50%を乗じた額）は，将来の納付税額の計算上減額されることになるため，その原因が生じた当期において繰延税金資産を計上するとともに当期の法人税等の額を減額する。

（P／L）

税引前当期純利益	1,000	対応
法人税等	△700	}△500
法人税等調整額	200	
当期純利益	500	

(3) 税効果会計導入の必要性

税効果会計を適用しない場合には，税引前利益と税引後利益の関係が歪められ，税引後利益の期間比較・企業間比較が困難になる。実体的な影響として，有税による不良債権の償却・引当に際して，税引前利益に対して法人税等の割合が高くなり，税引後利益が激減するため，十分な不良債権の償却を阻害するインセンティブになっているとの指摘がなされてきた。税効果会計を導入すれば，有税償却・引当によって減少する配当可能利益の減少額を圧縮できる効果があり，このことを通じて，企業は適切な会計処理（十分な不良債権の償却等）を選択しやすくなる。

さらに，法人税率の引下げと課税ベースの拡大を含む平成10年度の税制改正により，税効果会計導入が不可避の情勢となった。すなわち，平成10年度以降，税法上，貸付金や減価償却，退職給与引当金，賞与引当金に関して償却・引当の損金算入額が段階的に減額または廃止されることとなり，有税引当・償却の問題は一般企業においても生ずる可能性が高くなったのである。このため，企業会計上の利益が適正に表示されるよう調整する税効果会計適用の必要性がますます高くなっている。

(4) 経営者，投資家に有効なツール

税効果会計の導入により，経営者は有税か無税かを気にせず的確な経営判断を下せるようになる。従来は，多額の有税処理は結果的に配当可能利益を減少させるため，

経営者は大胆な損失処理を先送りしがちであった。税効果会計の適用により，配当可能利益の減少を圧縮する効果があるのは前述のとおりであり，これにより，経営者は思い切った損失処理を行ってスピーディーに経営体質を転換していくツールを得たことになる。ただし，税効果を取るには，将来の税金（繰延税金資産）の回収可能性が十分に見込めなければならず，安易な計上はできないことに注意が必要である。(注2)

税効果会計は，投資家にとっても重要な指標を提供することになる。税効果会計を適用することにより，結果として適正な期間業績としての税引後利益が得られる。従来のわが国の税引後利益は有税無税の有無等によって大いにブレるため，業績の期間比較，国際的な企業間比較ができなかった。国際的にはROA（総資産利益率）,ROE（株主資本利益率）には税引後利益が使われることが一般的である。税効果会計の導入により，投資家は税引後利益を使って国際的な企業の業績比較を行い，投資判断を行うことができるようになる。

（注2） 繰延税金資産の計上にあたっては，その回収可能性を十分に検討しなければならない。すなわち，将来の課税所得の発生可能性が十分にあることを合理的に説明できない限り，繰延税金資産を計上することはできない。これに関して，日本公認会計士協会が公表した実務指針等では，次のような三つの要件を満たしているかどうかにより回収可能性を判断するものとしている。

① 収益力に基づく課税所得の十分性
② タックスプラニングの存在
③ 将来加算一時差異の十分性

また，銀行等についてはより具体的な基準が示されている。金融監督庁は，銀行等が自己資本比率の大幅な低下を回避することを目的に，繰延税金資産の回収可能性を過大に見積もって自己資本を水増しすることを抑止するため，繰延税金資産の計上は今後５年間に見込める合計利益の範囲内とするとしている（日本経済新聞99年４月21日）。具体的には，事務ガイドラインにおいて「今後５年間の利益見込額の合計額を上回っている場合には，監査法人と十分な協議が行われているかを含め，その理由等を聴収する」と明記している。

５．退職給付会計

(1) 企業の「隠れ債務」が顕在化する

企業会計審議会では，98年６月に「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表し，企業年金制度に関する会計基準を設定した。これにより，企業年金の現状を速やかに明らかにし，適切な会計処理とディスクロージャーを求めることにより，企業経営と投資家への情報提供に資する仕組みが構築された。

従来の会計基準では，退職給付の積立方法が社内積立（退職給与引当金制度）か，社外積立（外部拠出型の企業年金制度）かによって，異なる会計処理が行われてきた。(注3)すなわち，退職給与引当金制度では，通常，自己都合要支給額の一定割合（税法基準では40%）を引当金として貸借対照表に計上するが，企業年金制度では，掛け金が費用として計上されるのみで，年金資産と年金債務が母体企業の財務諸表にはオフバランスとなっている。この結果，株価の長期低迷と低金利による年金財政における「積立て不足」は，貸借対照表からはうかがい知ることのできない「隠れた債務」になっていると指摘されてきた。

新しい会計基準では，退職一時金も年金も従業員の退職を事由として支給される退職給付債務として統一的にとらえ，退職給付債務が年金資産を超過する額を母体企業の財務諸表上開示することになる。現在，大半の日本企業では，退職給付債務が年金資産を上回っているとみられるため，これまで計上されていなかった債務が顕在化することになる。

この基準は，2000年４月１日以降開始する事業年度から適用される。ただし，2000年度からの実施が困難であると認められる会社については平成2001年４月１日以降の事業年度でもよいが，その場合は，2000年度に新会計基準に基づく退職給付債務とその内訳等主要な事項の注記が求められる。

（注3） 企業年金制度には，厚生年金基金と適格退職年金の主に二つの制度がある。

（2） 負債の時価主義会計

新しい会計基準の適用を順を追って説明すると次のようになる。

①将来支払うべき退職給付（退職一時金及び退職年金）を一定率の割引率により現在価値に割り引いて退職給付債務を測定する（第５図）。この退職給付債務は，昇給等を加味した将来支払うべき退職金(PBO＝Projected Benefit Obligation)の割引現在価値(注4)であり，いわば負債を時価評価したものである。割引率については，安全性の高い債券の利回りを参考に決定することとされている。

②退職給付債務から，公正な評価額（時価）で計算した年金資産を控除した差額を「退職給付引当金」として負債に計上する。

③ただし，費用として，いまだ認識されていない未認識債務(注5)が存在する場合は，退職給付債務と年金資産の差額②から，未認識債務を控除した額に対して「退職給付引当金」を計上する（第６図）。

④この結果，「積立て不足」である未認識債務は，即時には貸借対照表には計上されないものの，貸借対照表への注記事項として開示しなければならない。

⑤損益計算書に費用として計上されるのは「退職給付費用」である。「退職給付費用」を構成する主なものは，勤務費用と未認識債務の償却費である。勤務費用は当期

第５図　退職給付金会計（退職給付引当金）の基本的考え方

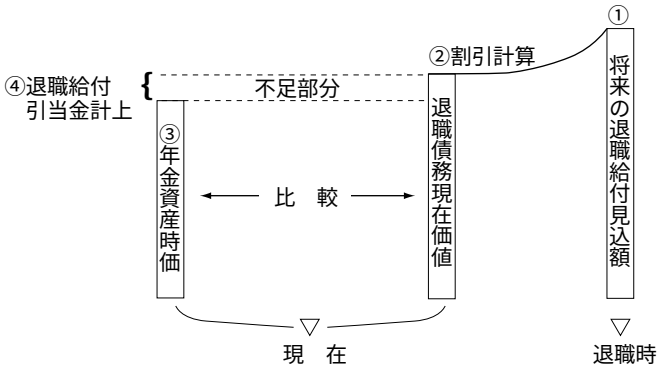

①将来の退職給付の見積り方法→将来の昇給等を含める
②割引計算→発生給付評価方式（当期までに発生した将来の退職給付見込額の現在価値）
③年金資産の評価→時価評価
④退職給付引当金の計上方法
→負債に計上（但し、給付水準の改訂・数理計算差異による不足は、一時に計上しない）
※退職給付債務、年金資産、数理計算に用いた数値等を注記により開示

資料　第2図に同じ

第6図　会計基準変更による未認識債務把握のイメージ

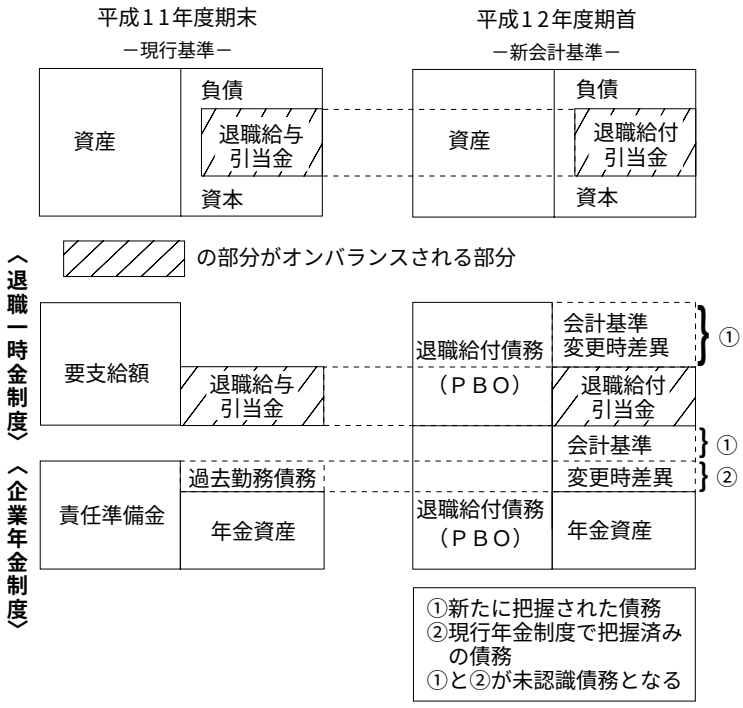

資料　日本農業新聞99年7月28日「かわる農林年金　Q＆A ㉚」

のPBO増加分である。未認識債務は毎期償却費を計上することによって徐々に貸借対照表上にオンバランスされていくことになる。

（注4） 割引現在価値とは，ある投資から将来に獲得できると予想される現金収入を一定の率で割り引いて得られる現在の価値のこと。ここで使用される一定の率が割引率となる。反対に，債務の割引現在価値は，将来の現金支出を一定の率を使って現在の（債務の）価値に引き直したものとなる。

（注5） 未認識債務とは，「会計基準変更時差異」（新会計基準への移行に伴い発生する債務），「過去勤務債務」（退職給付制度の変更に伴って発生する債務），「数理計算上の差異」（年金数理計算上の前提と実績との乖離）のことであり，これらの合計額が「積立て不足」にあたる。未認識債務のうち，「会計基準変更時差異」については15年以内に，「過去勤務債務」と「数理計算上の差異」については従業員の平均残存勤務期間以内に償却することが求められる。

（3）　新基準対応は重要な経営課題

退職給付の新会計基準の導入により，退職給付に係る「隠れ債務」と積立て不足の全容が顕在化することになる。また，多額の積立て不足が明らかになれば，その償却費を通じて収支を圧迫することになる。このような企業の財政状態の悪化は，投資家のネガティブな反応を呼んで株価や格付けの低下を招き，資金調達コストの上昇や資金調達そのものが絞り込まれてしまう恐れがあり，企業経営に多大な影響を及ぼすことになる。

このため，退職給付会計への対応は，まさに企業の重要な経営課題になっている。多くの企業では，新基準が財務諸表に与える影響額を試算し，従業員退職給付制度の見直しを行ったり，さらに人事制度全般にも踏み込むなど，新基準への対応を進める動きが広がっている。(注6)

（注6） 退職給付の新会計基準に対する企業の対応状況については，本誌99年７月号「会計ビッグバンと企業経営の変化の方向」（堀内芳彦）を参照されたい。

６．農協会計への影響

以上が，会計ビッグバンにより企業会計に導入される新会計基準の概要であり，それによってもたらされるであろう企業経営への影響である。

次に，会計ビッグバンの動きが農協会計にどのように及んできているのか，実務的にはどのような影響が考えられるのか検討してみたい。

検討にあたって，まず，企業会計と農協会計の関係について整理しておきたい。企業をその形態別に分類すれば，公企業，私企業，協同組合の三つに分類できる。一般に企業会計というと，このうちの私企業を対象としてとりあげ，その重点を株式会社においているものが多い。しかし，本来企業会計とは広義の企業を対象とする会計であり，上記の三つの企業形態すべてを対象とするものである。すなわち，農協会計は企業会計のなかの一つの会計分野に位置づけられる。したがって，企業会計の根本原則である「企業会計原則」は農協会計においても準拠すべき根本原則となっている。

今回の新会計基準の導入の動きとは別だが，96年の農協法改正により，この点はより明確にされたといってよいだろう。同年の改正では，農協にあっても商法の会社の計算規定が準用されることとされ，99年３月期から農協も商法に準拠した決算処理が求められることとなった。このことは，企業会計における動向が，商法準用を通じて農協会計に影響を及ぼすことになるという重要な意味を持っているのである。

(1) 信用事業子会社への連結決算の導入

連結決算については，98年６月の金融システム改革法に関連した銀行法等の改正により，銀行等に対して，一般事業会社よりも１年早く,「実質基準による連結決算への移行」が義務づけられた。農協については，従来，連結決算の制度がなかったが，銀行等と同じく金融システム改革法に関連した農協法改正により，99年３月期から新基準に従った連結業務報告書の作成と連結ベースのディスクロージャーの実施が義務づけられた。農協からみれば，連結決算自体がまったく新しい制度であり，しかも一般事業会社よりも１年早く義務化されたわけである。

続いて，98年11月に発出された金融システム改革法関係政省令では，連結の対象となる子会社等の範囲，連結業務報告書の作成書類，連結ディスクロージャー開示項目が規定された。このなかで，連結の対象は農協・信連の子会社と，子法人等及び関連法人等とされている（第７図）。ここで，子法人等及び関連法人等の規定の内容は,「支配力基準」「影響力基準」の考え方を省令化したものとなっている。ただし，農協については，信用事業関連業務を営む会社(「信用事業の子会社対象会社」）のみが連結の対象となり，それ以外の会社は連結の対象外となった。

農協以外では，連結決算の開示が要求されるのは，証券取引法適用企業と銀行等金融機関のみである。このことから考えて，農協の連結対象が限定された理由は，農協はそもそも証券取引法適用企業ではなく，銀行等金融機関に義務づけられたことと整合性をとり，農協の信用事業のみについて

第7図　改正農協法における連結業務報告書の連結対象

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">農協法
（第54条第2項）</th><th>農協法施行令
(第1条の6第1～3項)</th><th colspan="2">農協・連合会の信用事業に関する省令
（第7条の2第1～2号,
第8条の6第1～2項）</th><th>新連結財務
諸表原則</th></tr>
<tr><td>持ち株比率
50%超</td><td rowspan="5">子会社等</td><td>A．子会社</td><td>－</td><td colspan="2">－</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>議決権比率
50%超</td><td rowspan="3">B．特殊の関係のある会社</td><td rowspan="3">a．子法人等
組合及び組合の子会社又は子法人等が、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配している法人等</td><td>(1) 議決権の過半数を所有</td><td rowspan="3">農協は次のもの
「信用事業の子会社対象会社」に限る

①信用事業に従属する業務を専ら営む会社

②貯金，貸付に付随し，又は関連する業務を専ら営む会社</td><td rowspan="2">連結子会社</td></tr>
<tr><td>議決権比率
50%以下</td><td>(2) 議決権の所有が過半数に満たないが意思決定機関を支配</td></tr>
<tr><td>議決権比率
20%以上</td><td>(3) 議決権の20%以上を所有</td><td>持分法連結関連会社</td></tr>
<tr><td>議決権比率
20%未満</td><td colspan="2">b．関連法人等
組合及び子法人等が，出資，人事，融資，債務保証等，技術提供，取引等の関係を通じて財務及び営業又は事業の方針決定に対し重要な影響を与えることができる子法人等以外の法人等</td><td>(4) 議決権の所有が20%未満だが出資，人事，資金，技術，取引等の関係を通じて財務及び営業又は事業の方針決定に対し重要な影響を与えることができる</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>影響力なし</td><td colspan="5"></td><td>非連結</td></tr>
</table>

資料　筆者作成

連結決算を義務づけたものと思われる。このように，農協ではすでに前期決算から実質基準による連結決算が導入されているわけであるが,その影響を考えてみると,連結対象が信用事業関連業務を営む会社に限定されたことから，その影響は限定的なものにとどまると思われる。農協が信用事業関連業務を営む子会社，関連会社を保有している例はあまりないと考えられるからである。

(2)　重要性を増す農協の連結経営

しかしながら，農協は今後ともほとんど連結決算とかかわりがないと考えるべきではない。連結決算は，企業集団全体の経営成績と財政状態の真の姿を報告するためのものであるから，経営者が経営状況を把握し，正しい経営判断を行うために重要な情報である。これは農協の経営者であっても例外ではない。持ち株基準による農協の子会社（いわゆる「協同会社」）はすでに400社を超えており，年々増加している（第8図）。これらはそのほとんどが購買事業や加工事業など経済事業関連の子会社となっており，とりあえずは連結対象とはならないものの，実態的には農協の本来機能を分社化したものであり，農協と一体として運営

第8図　農協の子会社数の推移

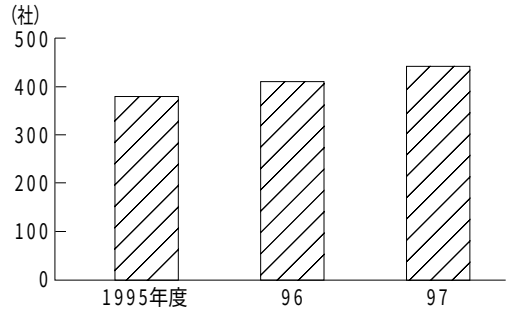

資料　農林水産省「総合農協統計表」
(注)　ここでいう子会社とは，農協が発行済株式の50%以上を取得している株式会社・有限会社。

されている。しかも，最近ではＡコープやガソリン・スタンドなど主要な経済事業を一括して分社化し，事業領域の主要な部分を担う事例も出てきている。このようになると，グループ全体として整合性のとれたサービスの提供，総合力の発揮が課題になってゆく。こうして，農協の経営者も連結ベースで経営判断し，業務を執行していく必要性が高まってきているのである。また，連結重視の流れが大企業以外にも広がるようになれば，農協の利用者や利害関係者が，すべての子会社等を含む農協の連結情報へのニーズを高めていくものと思われる。さらに，農協の業務においても，取引先企業が連結決算を実施するようになれば，連結の知識なくして十分な与信審査や取引先管理ができなくなることさえ予想されるのである。

以上のように，農協の経営や実務においても，連結決算や連結経営という考え方は，今後ますます重要性を増していくものと思われる。

(3)　税効果会計の前倒し適用は２割

税効果会計の導入については，99年３月の農林水産省令（「農業協同組合及び農業協同組合連合会の事業報告書，貸借対照表，損益計算書及び付属明細書の記載方法に関する省令」平成10年農林水産省令第22号）の改正により，農協においても連結・個別ともに2000年３月期から適用することとされ，99年３月期からの早期適用も可能とされた。

JA全中の調査によれば，98（平成10）年度決算において税効果会計を前倒し適用した農協は全体の２割であり，８割の農協では実施されていない（第１表）。これは，決算期が３月末以外の農協も少なくないうえに，省令の改正が３月末ギリギリであったためであると思われる。

(4)　過年度税効果をリストラ・内部留保に

一方，大手企業，主要銀行の状況をみると，99年３月期決算の大手企業ではほとんどの企業が，また，主要17行では全行が税効果会計を前倒し適用している。

大手企業では，前期決算において税効果会計を積極的に前倒し適用し，税効果によ

第1表　農協の平成10年度決算における税効果会計の採用状況

（単位　農協，%）

	農協数	構成比
採用	321	19
非採用	1,351	81
合計	1,672	100

資料　ＪＡ全中『総合ＪＡ経営速報調査報告（平成10事業年度）』

り発生した財源をもとに，先送りしてきたバブル資産や赤字部門の整理など大胆な財務リストラを実施している。また，主要銀行では，同様にして巨額の不良債権処理を実施した。税効果会計は本来，税務と会計の一時的なズレを調整し，期間損益を適正に表示することを目的としたものであるが，企業等の負の資産整理の促進剤として役立ったわけである。

第２表にみるように，㈱日立製作所は，前期において合計3,300億円の税効果金額を財源に，子会社・関連会社の整理損，特別退職金，企業年金の過去勤務債務償却など△2,300億円のリストラ関連費用を特別損失として計上した。また，主要17行は，合計6兆6,000億円の税効果金額を主要財源に，10兆円を超える不良債権を処理している。

税効果会計の適用初年度は，過年度の有税処理による税効果金額を一括して計上し(「過年度税法人税等調整額」)，前期繰越利益に直接加算(または減算)する。このため，多額のリストラ費用を計上したために税引前損益が大幅な赤字となっても，当期の税効果を使って税引後の赤字額を縮小できるうえ，過年度の税効果を使って最終損益の赤字をさらに縮小(場合によっては黒字に)することができる。大手企業等では，こうした適用初年度の一時的財源を活用して多額のリストラ費用を吸収し，余力を内部留保としている。

前述のとおり，農協では前期決算で税効果会計を前倒し適用した組合は全体の２割であり，これにより実現した過年度の税効果金額(「過年度税法人税等調整額」)は500億円である(第２表)。97(平成９)年度末時点のデータをもとに農協全体の過年度税効果金額の総額を試算すると2,100億円となり，今後，残りの８割の農協が税効果会計を採用することにより,差引1,600億円の過年度税効果金額が実現することとなる（第３表)。

今後，これだけの金額が最終利益の押し上げ要因となることが予想されるが，その活用が課題となる。すでに，大手企業，主要銀行においては，この機をとらえて大胆な財務リストラや不良資産整理に踏み切

第２表　1998(平成10)年度決算における税効果会計による利益押し上げ額

(単位　億円)

	㈱日立製作所	主要17行	農　協
(不良債権処理額)	―	△100,857	△1,226
経常利益	△1,449	△ 59,905	1,541
(特別損益)	△1,956	1,337	122
税引前当期利益	△3,105	△ 58,566	1,649
法人税等 法人税等調整額①	2 1,352	1,906 24,548	796 122
当期純利益	△1,755	△ 35,924	1,069
前期繰越利益	186	2,132	△　47
過年度法人税等調整額②	1,904	41,578	521
当期未処分利益	610	7,159	1,514
税効果会計による未処分利益押し上げ額①＋②	3,256	66,126	643

資料　㈱日立製作所・主要17行『決算短信』,ＪＡ全中『総合ＪＡ経営速報調査報告(平成10事業年度)』
(注)　1.農協は速報値であり,確定値ではない。
2.農協は税効果会計非採用農協を含む。
3.農協の「不良債権処理額」は判明分のみの合計であり,全農協の合計額ではない。

第3表　過年度法人税等調整額の計上余力（試算）

（単位　億円，％）

97（平成９）年度末「税効果相当額」	①	7,102
法定実効税率（注1）	②	30.4
実現可能な過年度法人税等調整額（推定）	③＝①×②	2,159
98（平成10）年度計上済み過年度法人税等調整額（注2）	④	521
過年度法人税等調整額の計上余力（推定）	⑤＝③－④	1,638

資料　農林水産省『平成９事業年度総合農協統計表』，ＪＡ全中『総合ＪＡ経営速報調査（平成10事業年度）』

（注）1．法人税率22％，住民税率17.3％，事業税率6.6％により算出。
2．税効果会計を採用した農協（全体の２割）の合計額。

り，来るべき大競争時代に備える動きが広がっている。農協においても，負の資産を整理し，余力を内部留保とし，将来に向けた筋肉質な財務体質をつくるための財源として活用することが期待される。

（5）　退職給付会計も導入の見込み

退職給付会計の新基準については，農協への適用に関する基準等は明らかにされていない。しかし，①新会計基準は，企業会計原則の一部を構成するものであり，証券取引法および商法の適用を受けるすべての営利企業が対象となること，②農協法において，商法の会社の計算規定が準用されていることから，適用時期等はともかくとして，いずれ新会計基準に沿った退職給付の会計処理が求められると考えられる。(注7)

この場合に，退職給付債務の測定が年金数理計算を行うことを前提とした規定になっているために，大きな事務負担・コストの増加につながることが予想される。

ただし，従業員数が300名未満の小規模企業等については，退職給付の期末要支給額を用いて見積もり計算を行う等の簡便的な方法を用いて退職給付費用等を計算することが認められる見込みであり（「意見書」四－５），これが農協に適用されれば負担軽減につながろう。

（注7） 退職給付会計のほか，金融商品の時価会計についても，早ければ2000（平成12）年度決算から農協会計に採用される可能性がある。JA全中は農協系統団体宛てに「平成11年度事業計画策定にあたっての留意事項について」を通知したが，そのなかで「平成12年度以降には，金融商品に関する時価会計制度，退職給付債務に関する新たな会計基準等の導入が相次ぐことから，あらかじめその内容を熟知するとともに準備を進めること」としている（『JA金融法務』99年1月，No.320）。

（6）　現時点で考えられる退職給付会計の適用内容

退職給付の新会計基準の農協への適用を検討するには，現在の農協の退職給付制度がどのようになっており，そのそれぞれに対する適用を検討する必要がある。

農協の退職給付制度は，退職一時金については退職給与引当金による内部積立と特定退職金共済制度(注8)（以下「特退共制度」という）による外部積立があり，退職年金については主に適格退職年金による外部積立が利用されている（第４表）。

現行の退職給与引当金については，退職給付引当金に組み替えられることは前述したとおりである。

特退共制度による外部積立については，「中小企業退職金共済制度（等の）…将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生

第4表　農協の退職給与金の積立状況
（平成９年度末）

（単位　億円）

退職給与金の要支給額		16,199
退職給与引当金（期末）		6,871
退職給与金外部積立額	特定退職金共済制度による積立金	4,667
	適格退職年金制度による積立金	2,223
	うち全共連	1,317
	その他	906
	その他制度による積立金	213
	合　計	7,104

資料　農林水産省『平成９事業年度総合農協統計表』

じない外部拠出型の制度（については）…，基本的には，当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理することが適当であると考えられる」とされている（「意見書」三－３－(2)，カッコ内は筆者が追加）。この考え方によれば，特退共制度による外部積立は，事後負担がないために農協の債務とはならず，計算された退職給付債務から当制度における責任準備金を控除した残額を退職給付債務とすればよく，拠出金は費用処理すればよいと考えられる。

適格退職年金については，前述のとおり退職給付債務の測定と年金資産の時価評価による負債と費用の計上が求められるものと思われる。

なお，農林年金については，給付の性格が労働の対価や賃金の後払いではなく，公的年金に類似した性格のものであるから，企業年金とは認められず，現状では退職給付会計の適用対象とはならないものと考えられる。

しかし，農林年金は近々厚生年金と統合することとなっており，統合後に設立を予定している農林年金基金は，企業年金の性格を有しており，原則として新会計基準の適用を受けるものと考えられる。

ただ，その場合の農林年金基金は，複数事業主制度の企業年金に該当し，自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないため，基金への掛け金を退職給付費用として処理することが認められるものと思われる（98年6月企業会計審議会「退職給付に係る会計基準注解(注12)」）。

以上は，現在公表されているものによる農協における新基準適用に関する私見である。具体的な対応については，公認会計士協会の「実務指針」等を踏まえて，JA全中を中心に今後検討が進められるものと思われる。

いずれにせよ，ポイントとなるのは，退職給付債務の計算が大きな事務負担・コストのかかるものになるかどうか，「積立て不足」の償却負担がどの程度収支に影響を及ぼすものになるかどうかであろう。収支への影響が大きければ，当面の財源確保や，退職給付制度の見直しが課題になろう。

（注8）（財）全国農協役職員共済会と11の県単位の共済会が運営する退職金外部積立制度。所得税法施行令の適用を受け，掛け金が全額非課税となる。

おわりに

会計ビッグバンにより，わが国の会計基準に新しい基準が次々と導入されていくことになる。一連の会計基準の導入によって

変わるのは企業の財務諸表だけではない。会計ビッグバンはいやおうなしにこれに適合した経営への変革を迫るものである。具体的には，グローバル・スタンダードに適合した経営，株主重視の経営である。低成長経済への移行と，連結経営・時価会計の時代が到来することにより，わが国企業は従来のように横並びを重視し，含み益に依存した経営では生き残れなくなる。企業は，将来の生き残りをかけた会計ビッグバンへの対応を迫られているのである。

会計ビッグバンの波は，農協経営にも押し寄せてきている。新しい会計基準が，一部緩和措置が講じられるものの，農協会計にも順次採用されていくことになる。新しい会計基準の導入は，農協会計に大きなインパクトを与えるであろうことはすでに指摘したとおりである。一方，金融ビッグバンが進むなかで，会計ビッグバンが推し進められることにより，農協の経営面における影響も見逃せない。農協も市中金融機関や一般企業と同じ土俵の上で競争していくことが求められ，同じ基準で経営が評価されていく面が強まろう。会計ビッグバンが進むことにより，健全性を意識した経営，透明性の高い経営が従来以上に求められるようになることを農協の経営者，職員は十分に認識する必要がある。

〈参考文献〉

・朝日監査法人『日本の新会計基準Q＆A』（清文社99年３月）
・大西又裕『会計制度改革のすべて』（日本経済新聞社98年９月）
・金児　昭『入門　連結決算　早わかり』（中経出版99年２月）
・広瀬義州『連結会計入門』（中央経済社98年５月）
・手塚仙夫『税効果会計の実務』（清文社98年５月）
・中田信正，坂本道美『（企業会計別冊）税効果会計入門』（中央経済社99年３月）
・白鳥栄一『国際会計基準』（日経ＢＰ社98年５月）
・西川郁生『よくわかる国際会計基準』（中央経済社99年１月）
・三輪豊明『やさしくわかる国際会計基準のポイント』（フットワーク出版社99年３月）
・徳増　洪，力丸　洋，加藤直樹『時価会計導入後の企業経営』（東洋経済新報社99年４月）
・松尾俊一郎『会計革命で何が変わるのか』（ダイヤモンド社99年６月）
・中田信正「税効果会計・連結納税制度」（中央経済社『企業会計』99年１月，Vol.51／No.1）
・藤田敬司「税効果会計の導入と新しい経営課題」（中央経済社『企業会計』99年7月Vol.51／No.7）
・田淵正信「新しい会計制度入門―制度変更の背景と概要―」（『地銀協月報』98年10月）
・全国地方銀行協会　企画部「改正銀行法における銀行の子会社規定等の整備」（『地銀協月報』98年12月）
・井上智由「連結財務諸表制度と銀行経営への影響―連結の範囲等を中心に―」（『リージョナルバンキング』99年２月）
・高原宣昭「国際標準に近づく日本の退職給付会計基準」（野村証券金融研究所・野村総研『財界観測』98年６月）
・佐野邦明「新退職給付会計基準の概要と企業に与える影響」，曽根知広「年金会計導入企業の決算書の見方」（『バンキング』98年８月）
・「（解説）金融システム改革一括法における農協法改正について」（『JA金融法務』98年11月No.318）
・日本農業新聞99年７月21日～８月11日「かわる農林年金Q＆A」㉙～㉜

（佐藤達夫・さとうたつお**）**